

児童虐待防止 マニュアル

平成25年8月 初版



佐用町

児 童 憲 章

(昭和26年5月5日宣言)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

はじめに

近年は佐用町においても少子化、核家族化が進み、地域連携の希薄化、子育て環境の多様化等により、養育能力の低下が深刻な問題となってきました。様々な家庭環境で育てられる子どもたちが、のびのびと育つ地域として、人と人のつながりを豊かにし、支えあえる社会にしていかなければなりません。

佐用町では、平成 22 年度に子育て支援センターを開設し、保健師や家庭児童相談員が常駐し、育児に関する相談や要保護児童対策の強化に取り組んでいます。しかし、対応した件数は少ないものの、こども家庭センターの一時保護を経て、施設入所に至るケースもありました。このような重篤な状態や事件にならないよう、今後、関係機関と連携を取りながら、子育て支援・要保護児童への対策をすすめる必要があります。

本マニュアルは、虐待を受けている児童の早期発見、早期対応を目指し、関係機関が協働して問題解決にあたるために作成しました。

地域社会で子育てを支え、支援していく役割を果たすために、このマニュアルが有効活用されることを期待します。

平成 25 年 8 月

佐用町要保護児童対策地域協議会
さよう子育て支援センター

目 次

はじめに

目 次

1. 児童虐待とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
2. 虐待サインに気づくための
5つのポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
3. 早期発見のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
4. 虐待の重症度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
5. 相談・通告から援助までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ
6. 相談・通告の対応及び支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ
- 佐用町要保護児童対策地域協議会関係機関・・・・・・・・ 13 ページ
- 主な相談機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 ページ
- 発見、相談から支援までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ
7. 虐待に関するQ & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 ページ
- 関係法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 ページ

1. 児童虐待とは

(1) 児童虐待とは

親や親代わりの養育者が、子どもに対し身体的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことによって、子どもの体や心までも傷つけてしまう行為をいいます。「児童虐待の防止等に関する法律」第2条では次のように定義されています。

*身体的虐待—子どもの身体に外傷が生じるような暴行を加えること

- 外傷としては打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、たばこによる火傷など。または、それらが生じるおそれのある暴行。
- 首を絞める、殴る、蹴る、熱湯をかける、溺れさせる、逆さづりにする、冬に戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなど。

*性的虐待—子どもにわいせつな行為をしたり、させたりすること

- 子どもへの性交、性的暴力、性的行為の強要、性器や性交を見せる、子どもをポルノグラフィーの被写体に強要するなど。

*ネグレクト（養育の放棄、怠慢）—子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置など、保護者としての監護を著しく怠ること

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。
例えば
 - *家に閉じ込める（学校等に登校させない）。
 - *病気になっても病院に連れて行かない。
 - *乳幼児健診や予防接種を受けていない。
 - *乳幼児を車の中に放置する。
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応じない（無視をし続けるなど）。
- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
例えば
 - *適切な食事を与えない。
 - *服や下着など長時間ひどく不潔なままにする。
 - *極端に不潔な環境の中で生活をさせる。

*心理的虐待—子どもに著しい心理的な傷を与えるような言動等を行うこと。

- 言葉による脅かし、脅迫、無視や否定的な態度、子どもの自尊心を傷つける言動、他の兄弟との著しい差別的な扱いなど。

(2) しつけと虐待のちがい

保護者は、子どもの症状、けが等の原因を説明するときに「しつけ」と主張することがあります。しかし、その「しつけ」が、子どもにとってどういう影響があるかということが問題となるのです。

それが子どもの心身の成長や人格の形成等に有害な影響を与える行為は虐待になります。保護者が自分の感情のままに子どもを怖がらせて支配し、自己の期待どおりの行動をとらせるための暴力または言葉での強制は虐待になるのです。

また、虐待が起こる原因としては、①家庭生活の不安定さ ②社会からの孤立 ③子どもの成長、発達の遅れなどがあります。

日常生活の中で、自分が子育てに関して悩んでいることや、こんなときはどうしたらいいの？と思うときに、声をかけられる人が身近にいてくれたり、気軽に行けるサークルなどがあれば、孤立を避ける大きな助けになります。

(3) 虐待を受けている子どもの気持ち

虐待を受けている子どもの多くは、「自分が悪い子だから、このような目にあっている」と思っています。そして、傷を受けても「ころんだ」などと言って親をかばおうとします。それは、お母さん、お父さんが大切な存在で、虐待を受けようとも本当は親から愛されたいと願っているからです。

(4) 児童虐待が子どもに与える影響

身体的虐待を早期に発見できなかったために死亡に至る例や、身体に重篤な障害を残す場合も少なくはありません。また、ネグレクトにより適切な生活環境を与えられず、心身の健全な成長を阻害されたり、死亡に至る場合もあります。あるいは、情緒発達や知的発達の遅れが引き起こされることもあります。

最も愛されるべき家族との基本的な信頼関係が損なわれることにより、人格形成にも大きな影響が生じ、極度のおびえ、無反応などの精神状態や落ち着きのない行動、衝動的な攻撃行動をとるなど、様々な不適応行動の原因となります。また、虐待を受けて育った子ども自身が親になったときに、自らの子どもを虐待してしまうことも少なくないと言われています。

2. 虐待サインに気づくための5つのポイント

(1) 虐待は「いつでも」「どこでも」「だれでも」

私たちはいつでも、子どもの虐待と遭遇する可能性があります。子育ての不安や、経済的問題、夫婦間の問題（別居・再婚）など様々な原因が重なって起きることが多く、どここの家庭でも起こりうる可能性があります。気がついたらどうしたらよいのか、心の準備をしておくことが大切です。

(2) 虐待は「シロかクロか」ではない

「これは虐待といえるのか？」という疑問は常についてまわります。「疑い」が、後から「間違い」であっても責任を問われることはまずなく、「はっきりしない」から「何もしない」のではなく「疑ったら行動する」ことが必要です。

(3) 「そんなはずはない」と思っても一度は疑ってみる

虐待には「これさえあれば虐待といえる」という決め手はありません。「不自然」だと思ったことを否定せずに「もしかして…」と疑ってみることが大切です。

(4) 子どもの様子や親の言動にも注目

子どもの虐待は家庭の生活の中で行われ、他人の目に触れないところで起こっているのが現状です。親自身も虐待していることに悩み苦しんでいるときがあるので、子どもの様子や親の言動にも着目しておくことが大切です。

(5) 万引きや非行などの問題行動も…

子どもが家に帰らない、万引きをするなどの問題行動の裏側には家庭内での虐待が存在していることがあります。子どもが家庭に帰らないことや問題行動にも、子どもなりの理由があり、注意深く配慮をもって接することが必要です。

☆発見の瞬間から関わりは始まっており、それが子どもやその親を救うことにつながるのです。

3. 早期発見のために

(1) 早期発見のために

虐待を受けた子どもは、必ずといっていいほど学校生活の中で何らかの不自然な行動で虐待を周囲に知らせます。そのサイン（SOS）に気づくことが大切です。

(2) 子どもからのサイン

- ・体のサインー 不自然なところにあざ（内出血）や傷、火傷がみられる
自分自身で身体に傷をつける行為をする
特別な病気がないのに体重や身長伸びが悪い
体や衣服がいつも不潔な状態にある
髪の毛やまつげ、まゆ毛を抜いてしまう
様々な症状を繰り返し訴える など



- ・行動のサインー 不自然な受け答えをする
誰にでもなれなれしい
保護者の前で過度の緊張をする
理由のはっきりしない欠席や遅刻が増える
遠足、運動会などの行事を欠席する
イライラしたり、感情を抑えきれなかったりして暴力をふるう
多動で落ち着きがなく、すぐわかるウソをついたりする
給食をががつ食べたり、弁当を人に隠して食べたりする
急激な成績の低下、頻繁に学用品を忘れる
放課後、下校時間を過ぎてても家に帰りたがらない
家出、徘徊、万引きなど問題行動を繰り返す
性的なことに過度の反応を示したり、不適切な物を持っている
集団行動が苦手で、年少児や小動物など弱者に対して攻撃的
頻繁に保健室や相談室に来る など

- **こころのサイン**—表情が乏しく、暗くなり不安な表情を見せる
人との関係がとれなくなったり、無気力になったりする
「死にたい」「生まれてこなければよかった」「生きるのがつらい」
などつぶやく
感情を外に出さない



(3) 保護者からのサイン

- **保護者の態度や行動**—養育についての悩みや不安を訴える
けがや欠席、遅刻についての説明が不自然である
地域や親族から孤立している
被害意識が強い
飲酒などによる問題行動がある
子どもの能力以上のことを押し付けようとする
先生との話し合いを拒む
夫婦仲が悪い、転居を繰り返している
経済的に困窮し、生活が不安定
子どもの扱いが乱暴、あるいは冷たい など



保護者の対応に問題があると感じたとしても、性急に親の問題として指摘するのではなく、保護者の苦勞や感情を受け止め、相手に添った援助を進めることが大切です。問題を把握するために保護者に何度も同じ質問をしたり、保護者を責めたりしないような配慮が必要です。

4. 虐待の重症度について

	児童虐待の重症度判定基準
最重度虐待	子どもの生命の危険が「ありうる」「危惧する」もの (1) 身体的暴行によって、生命の危険がありうる外傷を受ける可能性があるもの ・頭部外傷を起こす可能性がある暴力 例：乳幼児を投げる、頭部を殴る、逆さに落とすなど ・窒息する可能性がある暴力 例：首を絞める、鼻と口を塞ぐ、水につける、布団蒸しにするなど ・親が「殺したい」「自分がカーッとになって何をするか怖い」など自己制御がきかないことを訴える ・親子心中、子どもの殺害を考えている ・過去に生命の危険がある虐待歴があるもので、再発の可能性があるもの (2) ケアの不足のために死亡する可能性がある（ネグレクト）。死亡原因としては肺炎、敗血症、脱水症、突然死、事故死など ・乳幼児に脱水症、栄養不足のための衰弱がある ・乳幼児で感染症や下痢、または重度慢性疾患があるのに医療の受診なく放置されており、生命の危険がある
重度虐待	今すぐに生命の危険はないと考えられるが、子どもの健康や成長、発達に重要な影響が生じているか、生じる可能性があるもの 子どもを保護するために誰かの介入（訪問指導、一時分離、入院）などが必要であるもの ・医療を必要とするほどの外傷があるか、近過去にあったもの 例：乳児や歩けない幼児で打撲傷、骨折、裂傷などがある ・成長障害や発達障害が顕著である ・生存に必要な食事、衣類、住居が与えられていない ・家から出してもらえない、登校させない ・子どもへのサディステックな行為など

	児童虐待の重症度判定基準
中度虐待	今は入院を要するほどの外傷や栄養障害はないが、長期に見ると子どもの人格形成に重い問題を残すことが危惧されるもの。誰かの援助介入がないと自然経過ではこれ以上の改善が見込めないもの (1) 今までに慢性にあざや傷痕(タバコ等)ができるような暴力を受けていたり、長期にわたって身体ケアや情緒ケアを受けていないために人格形成に問題が残りそうなもの (2) 現在の虐待そのものが軽度であっても、生活環境などの育児条件が極度に不良なために自然経過での改善がありそうもなく、今後の虐待の増強や人格形成が危惧されるもの 例：養母が子どもをひどく嫌がっている 虐待や養育拒否で施設入所した子どもの再発 経済状態が食事にも困る生活の中でのもの 夫婦関係が陰悪で子どもに反映している 慢性の精神疾患があり、児のケアができない (3) 乳幼児を長時間、大人の監督なく家に置いている
軽度虐待	実際に子どもへの暴力があり、親や周囲の者が虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られないもの (1) 外傷が残るほどではない暴力 例：乳児を叩く、カーッとくなって制御なく叩くと自己報告をする (2) 子どもに健康問題を起こすほどではないが、時には養育を放棄する 例：子どもの世話が嫌いで、ミルクを与えない時がある
虐待の危惧あり	暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「叩いてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがある
☆重症度判定基準補足☆ 子どもの状況、母親及び父親等養育者の社会心理的状況、地域社会など環境要因を加味し、他の要素と関連させて重症度のランクを1ランク上げたり、下げたりする 例：子どもが病弱（アトピー、未熟児）、よく泣く、手がかかる 上または下のきょうだいとの年齢差が接近している、きょうだいに障害がある 育児知識が不足している、夫の協力や理解がない、話し合える人がいない 利用できる社会資源が乏しいなど	

5. 相談・通告から援助までの流れ

相談の流れ：児童虐待対応は、下図のように町が窓口となります。児童虐待の通報・相談があった場合は、受理会議を開き緊急度、対応方法を検討します。その後に状況に応じた関係者を参集し、要保護児童対策地域協議会を開催し支援方法を検討し、支援を展開します。

(1) 相談・通告受理

「町が」相談・通告を受ける

- ・町民から相談、通告を受ける
- ・関係機関から相談、通告を受ける
- ・こども家庭センターから状況把握等の依頼を受ける

(2) 初期対応

緊急受理会議

- ・課内で会議を開催し、緊急性、対応方法について検討する
- ・安全確認（職員等が子どもを直接目視する）
- ・調査（情報収集：学校、保育所等訪問、家庭訪問）

(3) 方針の決定Ⅰ（こども家庭センター）

こども家庭センター及び関係者に通告・連絡する

- ・こども家庭センターに通告する
- ・関係者に連絡する

方針の決定Ⅱ（要保護児童対策地域協議会）

要保護児童対策地域協議会で支援方針検討

- ・こども家庭センターや関係者（学校、保育所、病院等）と共に緊急性、対応方針を検討、情報共有、役割分担を図る

(4) 支援の評価

支援を展開する

- ・検討された対応方針に基づいて各関係機関で支援を行い、評価する。

6. 相談・通告の対応及び支援

(1) 相談・通告受理

①受理時のポイント

「虐待と思われる」相談はすべて「通告」として受理します。

- どんな方法（文書、電話、口頭等）でも虐待の「疑い」があるという相談は、原則すべて「通告」として受理します。
- 通告者は不安を抱え緊張している場合が多いので、安心感を与えるよう慎重に対応しましょう。特に子ども本人からの場合は、特別な配慮が必要です。

②相談・通告者への配慮

下記の点を相談者・通告者に必要に応じて伝えます。

- 通告は**守秘義務違反にならない事。通告義務がある事**。（児童虐待防止法第6条第3項）
- **通告者の秘密は守られる事**。（児童虐待防止法第7条）
- **間違っても罰せられない事**。

③相談・通告者からの聞き取りのポイント

- **「児童虐待相談・通告受付票（様式6）」**を利用します。
すべての項目を埋める必要はありません。聞き取れた内容だけを記録します。
- 「いつ」「どこで」「どんなことがあったのか」「誰が言った言葉か」「本人が言ったのか」「いつから続いているのか」「現在はどうか」など、できるだけ具体的に確認します。ただし、事情聴取的な聞き取りはせず、相手のペースに合わせてできるだけ多くの情報を聞き取るようにします。
- 通告者の感情や判断が混在してしまう時があるため、通告者がそう考えたり思ったりする根拠は何かを確認することは大切です。
- 通告者には、必ず謝意を述べるのが大切です。

★子ども本人からの場合

- 必ず秘密を守ることを伝えます。
- どんな内容でもしっかりと聞くことが大切です。
- 子どもにとっては勇気のいることです。話してくれたことをねぎらい、相手が話しやすい雰囲気を作るようにします。子どもが表現した言葉（「嫌だった」「辛かった」「悲しかった」「怖かった」など）を、子どもの気持ちとして十分受け止めます。

- ・他に相談している人はいるかなど、協力者を確認しておくことも大切です。
- ・相談を受けた後、関係者に協力をお願いすることを、説明しておくことも大切です。

★家族、親族からの場合

- ・家族、親族の立場を考慮し傾聴します。
- ・虐待している保護者と虐待を受けている子どもとの関係性と通告者の関わりについて、具体的事項を確認しながら整理します。
- ・虐待を行っている保護者への恐れからのためらいや、家族間のトラブルによる中傷等、通告者の感情が含まれることがあるので、通告の真意を十分把握する必要があります。
- ・具体的な助言や指導は慎重に行います。

(2) 初期対応

①緊急受理会議の開催

- ・「**児童虐待相談・通告受付票（様式6）**」をもとに所属内での複数職員と情報を共有し、**初期対応を協議します。**
- ・「**重症度判定基準（P6～）**」、「**安全確認チェックシート（様式5）**」を活用し確認することで共通理解が図られます。
- ・重要なのは、現在子どもがどのような状況にあるのかという《安全確認》をすることです。必要な場合は、こども家庭センター（児童相談所）にケース連絡票(様式10)を送り、指導・助言を仰ぎます。生命の危険等差し迫った状況である場合は、こども家庭センター（児童相談所）へ送致します。（警察への通報も考慮）

安全確認のポイント

- ・子どもの安全確認を最優先します。
- ・確認の方法は、複数の佐用町職員又は町が依頼した者による目視により現況確認を基本とします。
- ・学校や保育園など所属機関がある場合は、関係機関に問い合わせて現状を確認します。

②関係機関からの情報収集

- ・「児童虐待相談・通告受付票（様式6）」により通告者から聴取した内容をもとに、不明な部分を明確にする必要があります。
「安全確認チェックシート（様式5）」を参考に情報収集をすることもできます。
- ・関係機関からの情報収集が不可欠になるため、できるだけ直接会って聴取することが大切になります。
- ・支援の必要性等、具体的な方策を検討していく材料となることを視点に情報収集することが大切です。

関係機関等

関係機関・相談機関（P13～P14）により実態に応じて連携します。

（3）方針の決定

①こども家庭センター（児童相談所）への送致が必要な場合

- ・緊急の保護や立ち入り調査等、強制的な措置が必要な場合は、速やかにこども家庭センター（児童相談所）へ送致します。
（まず、口頭で連絡し、「送致書（様式11）」は後日送付可）
- ・事件性がある場合は警察へ、また受診や入院が必要な場合は医療機関へ連絡するなど必要に応じ、関係機関に連絡します。
- ・こども家庭センター（児童相談所）への送致が必要かどうかの決定は、「重症度判定基準（P6～）」、「安全確認チェックシート（様式5）」及び「緊急度アセスメントシート（様式9）」などを活用し必ず複数の職員で検討し、組織として総合的な判断をすることが大切です。

児童送致の留意点

- ・こども家庭センター（児童相談所）への送致については重症度判定において「最重度虐待」「重度虐待」「中度虐待」が概ねその対象として考えられますが、目安でありケースの状況を総合的に判断して行うことが大切です。
- ・判断に迷う場合、対応に苦慮する場合はこども家庭センター（児童相談所）に相談します。

②在宅支援の場合

- ・緊急性が低いと判断した場合は、在宅支援による虐待の再発防止等に努めます。支援方針や内容、関係機関の役割分担等決定します。
- ・大切なことは「児童虐待相談・通告受付票（様式6）」及び「安全確認チェックシート（様式5）」等を活用し、関係者が情報を共有し支援方法や目標を明確にすることです。（個別支援計画票（様式13））
- ・目標は、あくまで支援を終えて良い段階を想定することです。必ずしも家族が抱えている問題のすべてを解決するという考え方ではありません。

③ケース検討会議

- ・調整機関が関係者による個別ケース検討会議を開き、状況の変化や支援方法について確認します。
- ・安定している状態だからといって長期間放置することがないように定期的に確認し記録を残しておくことが大切です。

（４）支援の評価

個別ケース検討会議等で決定した方針に対して、必ず評価し必要に応じて修正していくことが大切です。

- ・具体的なかかわりをする中で、新たな事実がわかることもあります。
- ・保護者の反応や子どもの変化など、周囲の関わり方により何らかの変化がありますので必ず記録しておくことが大切です。
- ・次回評価に時期等目安を決めておくことが大切です。支援体制が安定しにくい初期段階では、短期間での再評価が必要です。



- ・予想していたものとは違う新たな事実など重要な情報が得られた場合は早めに情報の共有化に努め、必要であれば方針を変更する。
- ・一定期間の実践経過を見て、改善が見られない場合は、支援方法に工夫が必要。実践してきた内容をもとに再度検討する。
- ・ある程度改善がみられる状態でも、うまくいっている事実を共有化し、定期的に再評価することを心がける。

《要保護児童地域対策協議会、実務者会議の実施》

佐用町要保護児童対策地域協議会 関係機関

【目 的】

要保護児童、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るために次の機関が情報の交換を行い、支援の内容に関する協議を行います。

また、支援が適正に実施されるよう、必要に応じて青少年育成センター、障害者発達支援事業所等の関係機関と連絡調整を行います。

【会 議】

代表者会議・・・・・・・・・・年 1 回開催

実務者会議・・・・・・・・・・3カ月毎に開催

個別ケース検討会議・・・・・・随時開催

1	兵庫県姫路こども家庭センター
2	兵庫県龍野健康福祉事務所
3	兵庫県佐用警察署
4	佐用郡医師会
5	佐用町民生委員児童委員協議会（健康福祉課）
6	佐用町社会福祉協議会
7	佐用町教育委員会
8	佐用町立小学校（各小学校）
9	佐用町立中学校（各中学校）
10	佐用町立保育園（各保育園）
11	佐用町健康福祉課
	必要に応じて参加 ・ 佐用町青少年育成センター ・ 佐用町障害者相談支援事業所「すまいる」 ・ 児童発達支援センター「たんぽぽ」 ・ 西播磨特別支援学校 ほか

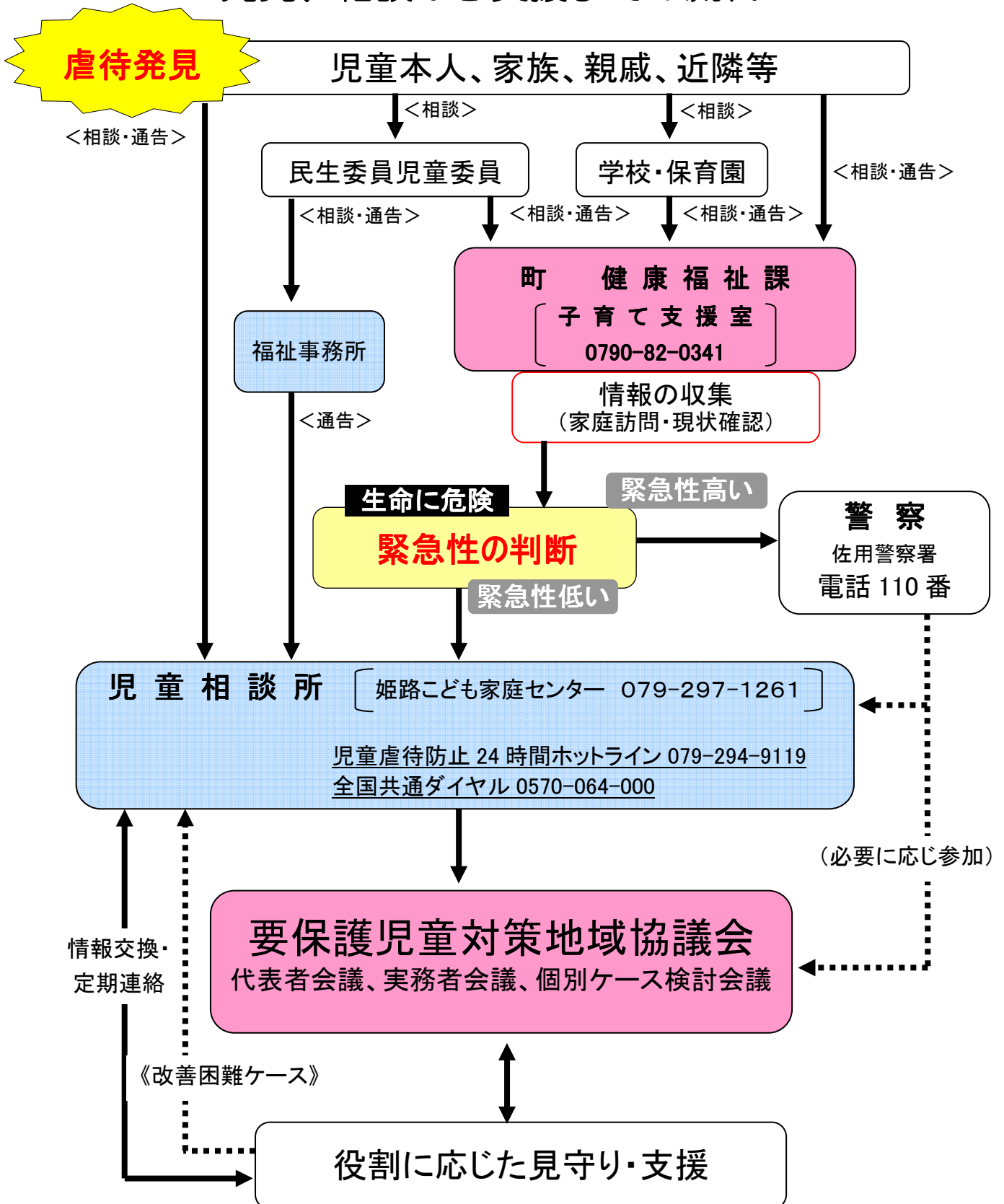
※会議参加者には守秘義務が課せられます。

主な相談機関一覧

★児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000

機関名	電話番号	備考
姫路こども家庭センター	079-297-1261	☆児童虐待の可能性、緊急性があるときの通報
児童虐待 24 時間ホットライン	079-294-9119	☆子どもの発達に関する相談
兵庫県龍野健康福祉事務所	0791-63-5135	☆DV相談・措置
兵庫県佐用警察署	110（局番なし） 相談・問い合わせは (0790-82-0110)	☆暴力・売春等児童虐待の緊急性があるときの通報 ☆配偶者等からの暴力（DV）を受けた被害者の保護 ☆児童虐待・DVを見たり聞いたりした場合の通報
佐用町教育委員会 教育課	0790-82-2424	☆児童・生徒の発達や生活に関する相談
佐用町青少年育成センター	0790-82-2850	☆青少年の育成に関する相談 ☆青少年の育成環境浄化に関する相談
上月保健福祉センター （健康福祉課健康増進室）	0790-87-8020	☆乳幼児の発育や健康問題に関する相談
さよう子育て支援センター （健康福祉課子育て支援室）	0790-82-0341	☆子どもについての相談 ☆DVについての相談 ☆地域の方からの子どもに関する情報受付
ママプラザ（地域子育て支援センター） 佐 用：キラキラっ子ママプラザ 上 月：ピスラっ子ママプラザ 南 光：ひまわりっ子ママプラザ 三日月：みかづきっ子ママプラザ	0790-82-4108 0790-86-1153 0790-78-0264 0790-79-3788	☆乳幼児の子育ての総合的な相談 さよう子育て支援センター内 上月文化会館内 南光文化センター内 三日月文化センター内
兵庫県女性家庭センター DV相談ナビ	078-732-7700 0570-0-55210	☆配偶者等からの身体的暴力、精神的・性的暴力（DV）に関する相談
児童家庭支援センター「すずらん」 子育て相談ホットライン	0791-58-1144	子育て全般に関する相談 24 時間受付
兵庫県立こどもの館 幼児教育相談	079-266-4133	9:30～17:00 （火・月末・年末年始は休み）
子ども人権 110 番 （兵庫県子どもの人権専門委員会）	0120-007-110	神戸地方法務局兵庫県人権擁護委員連合会

発見、相談から支援までの流れ

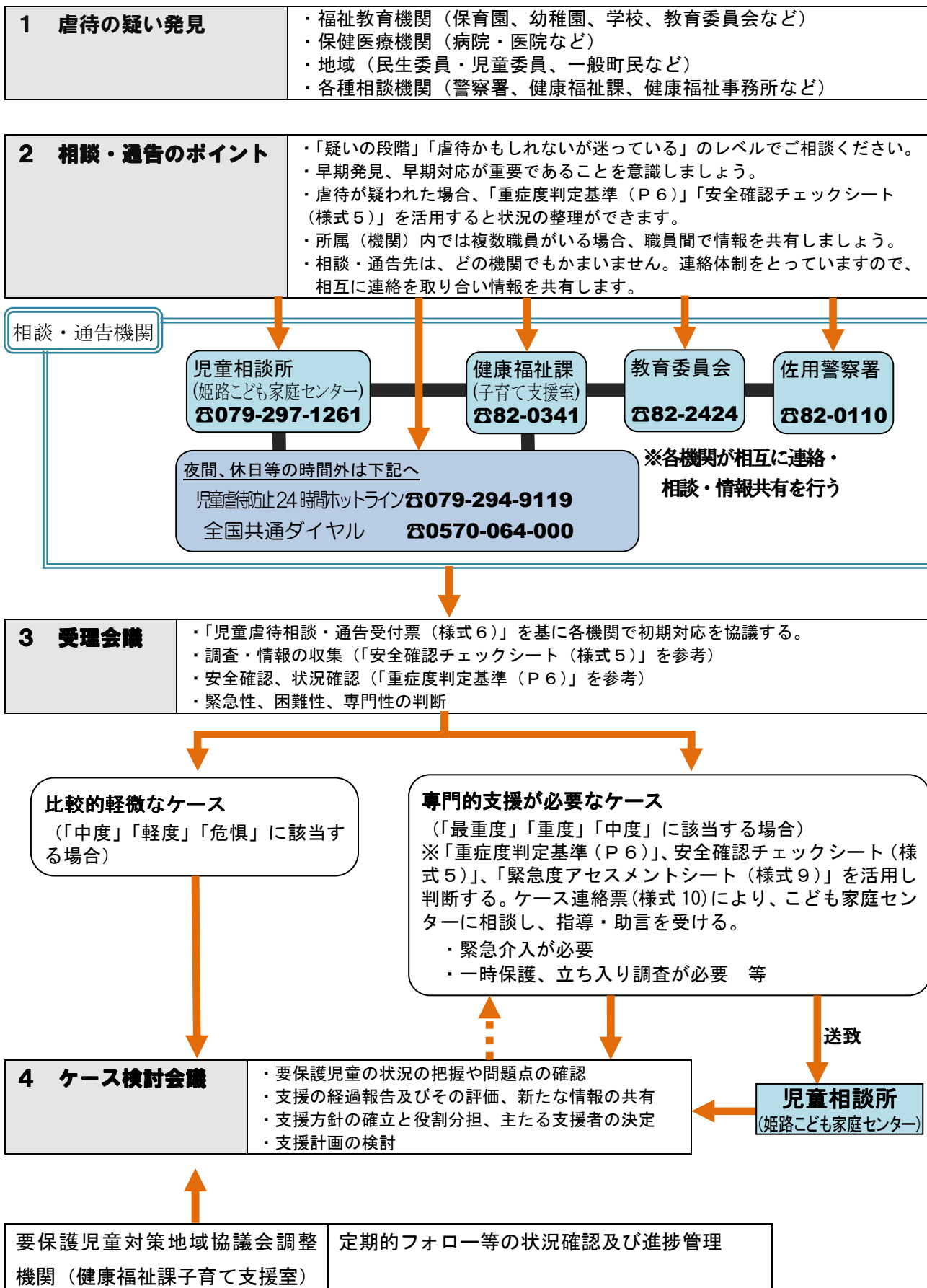


■児童福祉法第25条(抜粋)

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

■早期発見のために「疑い」を大切に、「通告」はおおごとなイメージですが一応の情報提供や協力援助を依頼するという「相談する」ような感じでとらえましょう。通告者の名前や通告の内容についての秘密は守られます。また通告をした人に、その虐待についての立証責任を負わせることはありませんし、間違いであっても責められることはありません。

発見、相談から支援までの流れ（詳細）



7. 虐待に関するQ&A

Q1. もし、虐待でなかったら・・・？

A. 子どもにはよく泣く子どもがいるなど、個人差があり、泣いている声が聞こえるだけでは、虐待とはいえない場合もありますが、はっきりと事実確認ができなくても不自然な泣き方をしているなど、虐待かどうか疑われる場合はまず、子育て支援センターやこども家庭センターに通報してください。

Q2. 私が通報したことがわかるのでは？

A. 平成16年4月に「児童虐待防止等に関する法律」が改正され、通告すべき子どもについては「虐待を受けた児童」から「虐待を受けたと思われる児童」に改められました。つまり、確信が持てなくても虐待を疑えば通告しなければなりません。通報を受けた子育て支援センターやこども家庭センターは、通報の内容や誰が通報してきたかなどの情報を保護者に知らせたりすることは決してありません。また、虐待と思って通報したが、そうでなかったとしても法律的に罰せられることもありません。

Q3. 「見守り」や「安全確認」って具体的には何をする？

A. まず、同じ地域に住む者として保護者の話し相手になったり、声かけをすることが大切です。その中で子どもの生活状況が見えてきます。また、民生委員・児童委員、主任児童委員は、身近な相談・支援者として関わられます。保護者自身が、虐待を受けて育ったという経緯や精神不安を抱えている場合も考えられますので、保護者に寄り添った形での支援が必要であり、その役割について関係機関で連携することが大切です。

Q4. なぜ、関係機関の連携（ネットワーク）が大切？

A. 虐待は様々な要因が重なって生じているのが一般的です。また、虐待が繰り返される家庭は経済的な問題、病気、人間関係のトラブルで孤立しているなど、同時に多くの問題を抱えている場合があります。各機関はそれぞれ固有の機能と限界を持っています。このため、一つの機関だけでは有効な援助が行えないので多くの関係機関が連携して相談することによって最善の方法を見つけていけるのです。

Q5. DV(ドメスティックバイオレンス)は子どもにどんな影響がある？

A. **・子どももDVの直接的な被害者になります**

夫は、妻に暴力をふるうとともに子どもにも暴力をふるい（身体的暴力、心理的暴力、性的暴力など）さらに、暴力をふるわれる母親が子どもに対し、暴力で八つ当たりをすることもあります。

・暴力の目撃者になってしまいます

子どもは両親の暴力現場と愛着の繰り返しを見続けることで情緒不安定になり、時には暴力が世代から世代へと受け継がれていきます。（世代間連鎖）また、暴力を見て育った子どもたちは、自分の育った家庭での暴力のパターンを繰り返すことが多いといわれています。暴力でものごとを解決することが習慣化することがあります。

・子どもの安全な生活や発達が保障されません

DVにさらされることで、不登校や成績の低下、家出、非行などを引き起こします。また、本来子どもが持っている個性やすばらしさを暴力という理不尽な力によって奪われていくことになります。

関 係 法 令

児童福祉法（抜粋）

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によって行う。

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。

二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。

三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

五 児童の健やかな育成に関する機運の醸成に努めること。

六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよ

う努めなければならない。

- 2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- 5 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

第二十五条の三 協議会は、前条二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあった者

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長を及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（児童に対する虐待の禁止）

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐

待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重にするよう努めなければならない。
- 7 何人も児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五

条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通告又は送致を受けた場合の措置）

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規程による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行う措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
 - 二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。
- 3 前二項の児童の安全の確認を行う措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

○佐用町要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成18年10月 1 日要綱第54号

改正

平成21年 3 月25日要綱第 4 号

平成22年 3 月30日要綱第11号

平成24年 3 月30日要綱第10号

佐用町要保護児童対策地域協議会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童の適切な保護又は要支援児童（同条第 5 項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。）若しくは特定妊婦（同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。）への適切な支援を図るため、同法第25条の 2 第 1 項の規定に基づき、佐用町要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 協議会は、法第25条の 2 第 2 項に規定するもののほか、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童の早期発見及び初期対応の検討に関すること。
- (2) 要保護児童若しくは要支援児童の対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (3) その他、協議会設置目的を達成するために必要な事項

(構成機関)

第 3 条 協議会は、次に掲げる機関及び団体等（以下「関係機関等」という。）の職員等で構成する。

- (1) 兵庫県姫路こども家庭センター
- (2) 兵庫県龍野健康福祉事務所
- (3) 兵庫県佐用警察署

- (4) 佐用郡医師会
 - (5) 佐用町民生児童委員協議会
 - (6) 佐用町社会福祉協議会
 - (7) 佐用町教育委員会
 - (8) 佐用町立小学校
 - (9) 佐用町立中学校
 - (10) 佐用町立保育園
 - (11) 佐用町健康福祉課
- (協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議とする。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、関係機関等の代表者で構成し、協議会が効果的に機能するよう、活動計画の策定及び連絡調整を行う。

- 2 代表者会議に会長を置き、関係機関等の代表者の中から互選により選出する。
- 3 代表者会議は、必要に応じ、会長が招集し、その議長となる。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、関係機関等の実務者で構成し、情報交換や協議会の活動計画案の策定、啓発活動等を行う。

- 2 実務者会議に会長を置き、健康福祉課長がこれにあたる。
- 3 実務者会議は、必要に応じ、会長が招集し、その議長となる。

(ケース検討会議)

第7条 ケース検討会議は、実務者を中心に検討するケースに関係する者で構成し、要保護児童等の状況把握、支援方針、役割分担等、具体的な支援内容等を検討する。

- 2 ケース検討会議に会長を置き、健康福祉課長がこれにあたる。
- 3 ケース検討会議は、必要に応じ、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要に応じ、第3条に規定する職員等以外の者の出席を求め、その

意見を聴くことができるものとする。

(守秘義務)

第9条 協議会の構成員であった者及び会議に出席した者は、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会議の公開等)

第10条 代表者会議は、原則公開とする。ただし、個人情報を取り扱う場合は、会長の判断により非公開とすることができる。

2 実務者会議及びケース検討会議は、非公開とする。

(要保護児童対策調整機関)

第11条 法第25条の2第4項の規定による要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、佐用町健康福祉課とする。

2 調整機関は、要保護児童若しくは要支援児童に対する支援の実施状況の把握、関係機関等との連絡調整及び協議会の庶務を行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、代表者会議において定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日要綱第4号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日要綱第11号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日要綱第10号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

児童虐待防止マニュアル

監修：兵庫県健康福祉部こども局児童課

編集・発行：平成25年8月

佐用町役場 健康福祉課 子育て支援室

児童虐待防止マニュアル (様式集)

平成25年8月

佐 用 町

【様式集】佐用町児童虐待防止マニュアル

No.	様式		民生委員・児童委員	保育園・幼稚園・学校	医療機関	行政機関
1	様式1	早期発見のためのチェックポイント (民生児童委員用)	○			○
2	様式2	早期発見のためのチェックポイント (保育園、幼稚園、学校用)		○		○
3	様式3	早期発見のためのチェックポイント (行政用)				○
4	様式4	早期発見のためのチェックポイント (医療機関用)			○	○
5	様式5	安全確認チェックシート	○	○	○	○
6	様式6	児童虐待相談・通告受付票				○
7	様式7	被虐待児童通告書		○		○
8	様式8	被虐待児童通告書			○	○
9	様式9	緊急度アセスメントシート	○	○	○	○
10	様式10	こども家庭センターへのケース連絡票		○	○	○
11	様式11	送致書				○
12	様式12	児童記録票				○
13	様式13	個別支援計画票				○

早期発見のためのチェックポイント

一般的な虐待のサイン

（子どもの様子）

- ☐ 不自然な外傷、打撲、骨折、火傷がある
- ☐ 衣服などが不潔、季節や身体にそぐわない服装をしている
- ☐ 発達の著しい遅れがある（低身長、低体重、栄養失調など）
- ☐ 家に帰りたがらない（徘徊、夜遅くまで遊んでいる）
- ☐ 表情が乏しい（冷たい目、しかめ面）
- ☐ 親子関係が確立していない（おどおどしている、顔色をみる）
- ☐ 万引き、非行、虚言が多い
- ☐ 乱暴な行動をする
- ☐ 性的な関心が高い、逸脱行動がある

（親の様子）

- ☐ 子どもの扱いが不自然（泣いてもあやさない、関わりが少ない）
- ☐ 育児上の問題がある（極端な自己流育児）
- ☐ 子どもに対して拒否的な発言がある（見たくない、イライラする、期待はずれの子）
- ☐ 発達にそぐわない厳しいしつけ（人前で叩く、行動の制限）
- ☐ 医療の拒否、受診の遅れ
- ☐ 他に相談相手や友人がなく地域から孤立している
- ☐ 生活上のストレスがある（家族関係、失業、低収入、借金）

早期発見のためのチェックポイント

保育園、幼稚園、学校等での虐待のサイン

（子どもの様子）

- ☐ 不自然な外傷（火傷や打撲）を受けて登園、登校してくることが多い
- ☐ 季節、身体にそぐわない服装で登園、登校してくる
- ☐ 汚れた衣類を身に着け、長期間入浴していない様子である
- ☐ 給食のおかわりをしつこく要求したり、おやつを何度も欲しがると、食事に対する固執傾向が強い
- ☐ 集団に入ることができず、年少児、小動物など弱者に対して攻撃的である
- ☐ 保育士や教師の身体的接触を嫌がる、逆に必要以上に保育士や教師に近づいてくるなど適切な距離が保てない
- ☐ 接触の頻度の割に関係が深まらない
- ☐ 忘れ物が多い
- ☐ 保育士や教師を試すようにわざと注意されるようなことをする
- ☐ 降園、下校を嫌がり、園や学校に残りたがる

（親の様子）

- ☐ 年齢にふさわしくない厳格なしつけや行動制限をしたり、手伝いなどを強要する
- ☐ 子どもの健康状態に対する関心が薄く、病気でも医療機関を受診させることなく登園、登校させる
- ☐ 自分なりの教育観、しつけ観が極端に厳しく、強固である
- ☐ 近所に相談できる人がいない
- ☐ 他の保護者との交流が少ない、孤立する
- ☐ 保護者会、行事などへの参加が消極的であったり、園や学校との交流が少ない
- ☐ 家庭訪問の時、不在であったり、寝込んでいたりすることが多い

早期発見のためのチェックポイント

保健所、健診等での虐待のサイン

（子どもの様子）

- ☐ 不自然な新旧の外傷（火傷や打撲）がある
- ☐ 外傷に対して適切な処置が施されていない
- ☐ 季節や身体にそぐわない服装をしている
- ☐ 衣類や持ち物、頭髮や爪などが清潔に保たれていない
- ☐ 低体重、低身長等身体的発達の遅れがみられる
- ☐ 言葉や行動面での遅れがみられる
- ☐ 笑顔などの表情が乏しく、他者に対する関心が乏しい
- ☐ 親に対する執着が乏しい

（親の様子）

- ☐ 子どもが泣いてもあやしたり、抱いたりすることなく放っておく
- ☐ イライラした様子で子どもに向かって笑顔がみられない
- ☐ 子どもが泣いたり意にそわない言動をとると人前でも激しく叱る
- ☐ 子どもに対する要求水準が高く子どもの現状について否定的な発言をすることが多い
- ☐ 育児について極端に偏った考え方を持っており、保健師等のアドバイスを聞く姿勢が乏しい
- ☐ 子どもの発達状況に応じた食事を与えていない
- ☐ 子どもの身体に外傷があった場合、それについては十分な理由などを説明せずに、子どもに関するほかの問題を訴えたり、話をそらす
- ☐ 医療機関への受診やより詳しい検査を受けることを拒否する
- ☐ 1歳6ヶ月児、3歳児健康診査等の健診を受けさせない

早期発見のためのチェックポイント

医療機関での虐待のサイン

（子どもの様子）

- ☐ 皮膚に自分では噛めないような場所に噛んだ跡がある、多数の小さな出血がみられる、ベルトで叩かれたような跡、縛られたような跡がある、たばこの跡、アイロンの跡、熱湯をかけられた跡がみられる
- ☐ 多発性の骨折、新旧の入り混じった骨折、肋骨骨折、捻挫骨折、頭蓋骨骨折がみられる
- ☐ 目の周りのあざ、眼球の損傷、前眼房の出血がみられる
- ☐ 歯肉や舌の小さな凝血、唇小帯の微細な裂傷がみられる
- ☐ 性器、肛門、およびその周辺の外傷がみられる
- ☐ 若年者の妊娠、中絶
- ☐ 異物や薬物などの誤飲
- ☐ 愛情遮断による低身長、体重増加不良、栄養障害、脱水症
- ☐ 情緒不安定、円形脱毛症、胃潰瘍等の心身症、自殺企図
- ☐ からだや着衣が不潔である
- ☐ 外傷に対する応急処置が不適切、非常識である
- ☐ 親に対する執着がなく、依存する様子がみられない
- ☐ 笑顔が少なく表情が乏しい、他者に対する関心も乏しい

（親の様子）

- ☐ 受診の時期が適切でない（遅すぎる受診など）
- ☐ 症状の程度や予後の処置や治療方法について関心が乏しい
- ☐ 外傷の原因を第三者のせいにしたり、あやふやでつじつまの合わない説明をする
- ☐ 入院が必要でも拒否したり、退院許可がないのに引き取ってしまう
- ☐ 外来治療を中断する

安全確認チェックシート

民児

保幼学

医療

行政

担当者名 _____ (複数でチェック)

1 子どもの状態 【A：外傷等 B：養育状況 C：その他】

(該当するものに○を付す)

		受理	調査・安全確認	援助方針会議	再評価
	【最重度】 生命の危険が「ありうる」「危惧する」もの等（緊急介入）	/	/	/	/
A	頭部外傷—頭部を殴る、逆さ吊り、乳幼児を投げる、乳児を強く揺する				
	腹部外傷—腹部を蹴る、踏みつける、殴る				
	乳幼児に脱水症状、栄養不足のための衰弱が起きている				
	明らかな性行為が認められる				
B	窒息の危険—首を絞める、水につける、布団蒸しにする、鼻と口を塞ぐ				
	乳幼児で感染症や下痢、または重度慢性疾患があるのに医療受診なく放置されている(障害乳幼児の受容拒否に注意)				
	親子心中を考えている				
C	子どもの状態を確認している者がいない				
	被害待の子どもが自殺企図あるいは願望があり、目が離せない				
	3歳未満の乳幼児で重度に該当する項目がある(子どもの心身状況等により学齢児まで)				
	その他()				

【重 度】 今すぐには生命の危険はないと考えるが、子どもの健康や成長・発達に重大な影響が出ている。(早期介入を検討)

A	医療を必要とするほどの外傷があるか、近い過去にあったもの				
	・ 新旧多数の打撲傷がある				
	・ 骨折、裂傷、目の外傷がある				
	・ 熱湯や熱源による火傷がある				
	慢性的な痣や傷痕(タバコ等)ができるような暴力を受けている				
	明らかな精神症状が見られ、医療的ケアが必要である				
	成長障害や発達遅滞が顕著である				
B	性行為やわいせつ行為、あるいはその疑いがある				
	成長に必要な食事、衣類、住居が保障されていない				
	家から出してもらえない、一室に閉じ込められている				
C	3歳未満の乳幼児で中度に該当する項目がある(子どもの心身状況等により学齢児まで)				
	その他()				

【中 度】 今は継続的な治療を要するほどの外傷や栄養障害はないが、長期的に見ると人格形成に問題を残すことが危惧されるもの。

A	痣や傷痕(タバコ等)ができるような暴力を断続的に受けたことがある				
	生命に危険な行為を受けたことがある (頭部打撲、顔面攻撃、首絞め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる)				
B	時折、身体的ケアや情緒的ケアを受けていない				
	生活環境や育児条件が不良で、事態の改善が望めない				
	時折、大人の監督なく家に放置されている状態が見受けられる				
C	夜間や昼間に長時間外に出されている				
	3歳未満の乳幼児で軽度に該当する項目がある(子どもの心身状況等により学齢児まで)				
	その他()				

【軽 度】 実際に子どもへの暴力や養育に対する拒否感があり、加害者本人や周囲の者が虐待と感じているが、衝動コントロールが一定できる。まだ、親子関係には重篤な病理がない。

A	外傷が残らない暴力				
B	子どもの健康問題をおこすほどではないネグレクト等				
C	3歳未満の乳幼児で下記に該当する項目がある				
	例:母子健康手帳未発行での出産、妊産婦訪問指導・養育支援訪問事業対象				
	その他()				

【危惧あり】 暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「叩いてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがある

	不安はあるものの、概ね安定しており、不調時には自ら積極的に援助を求める。				
	子どもに対して、必要な衣食住の世話ができる。				

※将来的にリスク要因が継続すると危惧されるケースについては、1ランク上げる。

2 リスク要因（★は重要項目）

（該当項目は○、不明は✓を入れる）

【虐待】

		受理	調査・安全確認	援助方針会議	再評価
		／	／	／	／
虐待の継続性・頻度 ★	常習(毎日)、週2～3回、月数回程度、何日も放置				
子どもに対する虐待歴	入院、施設利用、一時保護歴				
子どもを未確認 ★	乳幼児で所属がない、子どもの状態を確認できていない				
兄弟姉妹への虐待 ★	危険度:最重度 重度 中度 軽度 不審死 詳細不明				
子どもを守る人がいない	日常的に子どもを危険から守る人がいない、逃げ場がない				

【子どもの意思・特性】

身体的状態 ★	介護が必要な障害、持病、発達の遅れ、発育不全、アレルギー体質等				
精神的・心理的状态	不安、恐れ、鬱的、チック、脱毛、夜遺尿、異食、無表情、攻撃的、いじり、凍りついた凝視、発達障害等				
対人関係	愛着関係の脆弱さ、反抗的態度、子どもらしさの欠落				
問題行動	暴力、盗み、家出、虚言、性的逸脱、自傷、深夜徘徊、怠学、小動物虐待、盗み食い等				
意思・気持ち ★	帰りがらない、保護を求める、親を嫌う・怖がる				
子どもの態度	不自然に保護者に密着、保護者と視線があわない、緊張が高い、年齢不相応な性的関心				

【主たる養育者（虐待者）】

精神的・心理的状态 ★	うつ的、精神症状、通院、服薬、疑いはあるが通院歴はない				
性格的問題	衝動的、攻撃的、偏り、共感性欠如、暴行歴、未熟				
アルコール・薬物 ★	依存、酔うと暴力、シンナーや覚醒剤濫用の疑い				
被虐待歴	被虐待歴、愛されなかった思い				
子どもへの感情・態度	子どもが嫌い、中絶を考えた、拒否、支配的、強迫的、無関心、泣いてもあやさない、絶え間なく子どもを叱る・罵る				
日常世話欠落	衣食住監護なし、非衛生・不潔、医療の放置、監護不十分				
養育者の変更	入院、家出、蒸発、別居、離婚、死去、親戚へ預けられる等				

【養育状況】

虐待の無自覚・否定	問題意識なし、体罰容認、しつけと主張、虐待行為の否定				
養育意欲・能力欠如	意欲なし、能力低下、知的障害、長時間外出、安全無配慮				
養育知識の欠如	若年親、知識不足、不適切、期待過剰				

【同居者・同居者以外の者】

同調的態度 ★	子どもを責める、虐待者をかばう				
傍観的態度	虐待者に意見しない、子どもをかばわない				
逃避的態度	家出、蒸発、別居、離婚、帰宅時間が遅く子どもと会えない				

【家庭環境】

社会的サポート	孤立的、親族の対立、親族過干渉、保育手助けなし、				
親族関係	親族の離婚再婚、親族の死去、親族の転居、親族との不和				
夫婦関係	不和、DV、没交渉、未婚、父子・母子家庭、再婚、別居				
経済問題	生活苦、不安定就労、計画性欠如				
生活環境	劣悪住居、家事能力欠如、不自然な転居歴、所在がわからなくなる				

【機関との関係性】

協力態度なし ★	機関介入拒否、不在、居留守、脅迫・暴行、接触困難				
援助効果なし	調整・改善を期待できない、実行性なし				
要対協の評価	要対協の対応状況(開催・役割分担、主担当)、進行管理				

安全確認チェックシート （チェック後の対応）

最 重 度	緊急 通告	・緊急介入の必要あり ・こども家庭センターへの通告・送致 ・警察への通報
重 度	通告 ・ 相談	・緊急に、状況について詳しく調査・把握し対応が必要 ・立入調査や緊急保護等、こども家庭センターの直接介入の必要性が高いと思われる ・こども家庭センターの通告・相談による連携が必要
中 度	相談 ・ 支援	・状況について詳しく調査・把握し対応が必要 ・誰かの援助により改善を図るなど関係機関の継続的な支援・指導が必要 ・状況に応じて、こども家庭センターへの通告を考慮した連携を図る
軽 度	子育て 支援 ・ 個別支援	・緊急を要しないが、引き続き様子を見守る必要がある ・育児相談等、保護者支援による対応
危 惧	見守り ・ 状況把握	・緊急を要しないが、引き続き様子を見守る必要がある ・継続的に状況を把握し見守りを行うことが必要 ・見守りの主たる機関を明確にしておく

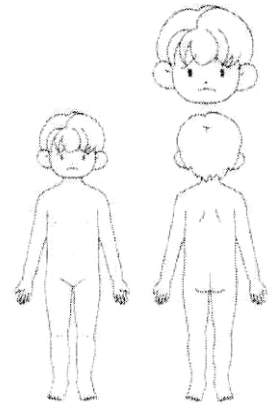
児童虐待相談・通告受付票

平成	年度
No.	

受付・受理年月日 平成____年____月____日(____) ____時____分

受付者 _____ (印)

子どもの状況と虐待の種類・内容	氏 名	男・女	所 属	生 年 月 日	平成____年____月____日(____歳)	
		男・女		平成____年____月____日(____歳)		
		男・女		平成____年____月____日(____歳)		
	住 所	電話				
	・誰から ・いつから ・頻度は ・どんなふうに					
	虐待の種類	身体的	性的	ネグレクト	心理的	主◎・従○
	・現在の居場所 ・就学 ・出席状況					
健康・発育状態 身体・衣服の汚れ ・様子 (落ち着きなし おどおど 表情が乏しい 徘徊 外に出ない 乱暴 その他)						
保護者と家庭の状況	氏 名	続柄		氏 名	続柄	
	職 業	年齢		職 業	年齢	
	住 所	電話(____) ____				
	・兄弟の有無 ・同居家族 ・家族内の協力者 ・家族以外の協力者 ・近隣関係 ・DV被害等					<ジェノグラム>
通告者について	氏 名	電話(____) ____				通告者への対応
	住 所					
	関 係	家族・近隣・学校・保育園・幼稚園・市町村・児童委員・警察・その他(____)				
	事実の確認	・通告者は、実際に目撃した____・悲鳴や音等を聞いて推測した____ ・関係者(____)から聞いた				
	保護者との話し合い	・この件について保護者と(____話し合った・話し合っていない) ・保護者は、この通告を(承知・拒否・知らせていない)				
	通告意図	子どもの保護・調査・相談				
調 査 協 力	調査協力(諾・否) 当センターからの連絡(諾・否)					
通告受付後の初期対応						



被虐待児童通告シート（様式）

平成 年 月 日

被虐待児童通告書

様

機 関 名

電話番号

担当者名

印

児童氏名		性別	男・女	年齢	歳 か月
住 所					
保護者氏名		続柄			
通告の理由		通告について養育者は (○をつけてください) ・ 了解している ・ 了解していない ・ 知らせていない ※ 但し通告については、養育者に 了解がなくても守秘義務違反には 該当しない。			
児童の生育歴・現在の状況等					
家庭状況等					

通告先一覧

さよう子育て支援センター TEL 0790-82-0341 Fax0790-82-0342
姫路こども家庭センター TEL 079-297-1261 Fax 079-298-1895

※虐待を受けている児童が発見された場合、上記のいずれかへご一報ください。
なお、通告書の不足につきましてはコピーしてご使用いただくか、さよう子育て支援センター へ
ご請求願います。

(裏面にもご記入ください)

子どものチェックリスト

* 該当する項目、疑わしい項目の□の中に印（☑）をつけてください。

1 被虐待児に対するチェック

(1) 全 身 ☐ 低身長（標準に比べて極めて低い） ☐ 低体重（標準に比べて極めて軽い） ☐ 栄養不良 ☐ 事故（骨折・外傷・脱臼等）を繰り返す ☐ 不衛生（垢まみれ・酷いおむつかぶれ・異臭がする）		(2) 皮 膚 ☐ 多数の打撲や傷 ☐ 多数の小さな出血 ☐ 不審な傷痕（ベルト・紐・絞首・歯型・爪痕・櫛・つねり痕・ハンガー・ふとんタタキ）その他（ ） ☐ 不自然な火傷、熱傷（タバコ、アイロン、熱湯）	
(3) 心理面 ☐ 極端な怯え ☐ 情緒不安定 ☐ 養育者を怖がる ☐ 大人の顔色を見る ☐ 凍りつく凝視 ☐ 無表情 ☐ 落ち着きがない ☐ チックがある	☐ 言葉の遅れ ☐ 円形脱毛 ☐ 夜尿 ☐ 遺尿 ☐ 遺糞 ☐ 胃潰瘍などの心身症 ☐ 反復性疼痛（頭痛、腹痛など） ☐ 自殺企図（リストカット等） ☐ 養育者との分離不安がない ☐ 動きがぎこちない	☐ 触れられることを異常に嫌がる ☐ 自分からの発声や発語が少ない ☐ 言動が乱暴 ☐ 養育者の在不在によって動きや表情が極端に違う ☐ 年齢不相応な性的興味や言動がある ☐ 誰にでも甘える	(4) その他 ☐ 服装が不潔 ☐ 異常に食べる ☐ 入浴していない

2 養育者に対するチェック

(1) 子どもへの接し方 ☐ 殴る・蹴る ☐ 投げ落とす ☐ 熱湯をかける ☐ 冬戸外へ締め出す ☐ ふとん蒸しにする ☐ 溺れさせる ☐ 逆さ吊りにする ☐ 異物を飲ませる ☐ 食事を与えない ☐ 縄などで縛り付ける ☐ 過重な家事をさせる ☐ 家に閉じ込める	☐ 性器や性交を見せる ☐ 性交、性的暴力、性的行為の強要・教唆など ☐ ポルノグラフィーの被写体などに、子どもを強要する ☐ 全く衣服を着せない ☐ 無視や拒否的態度を示す ☐ 心を傷つける罵声を繰り返す ☐ 子どもの自尊心を傷つける言動 ☐ 他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする	☐ 子どもの意思に反して学校に生かせない ☐ 季節に合った服装をさせない ☐ 適切な食事を与えない ☐ 重い病気に罹っても病院へ連れて行かない ☐ 乳幼児を家に残したまま度々外出する ☐ 乳幼児を車の中に放置する ☐ 泣いてもあやさない ☐ 下着など長期間不潔なままにする ☐ 極端に不潔な環境で生活させる ☐ 子どもの安全に配慮しない
(2) 養育者の様子 ☐ 子どものけがなどについての説明が不自然 ☐ 虐待を認めない ☐ 体罰を正当化する		

3 その他気がついたこと

平成 年 月 日

被 虐 待 児 通 告 書

様

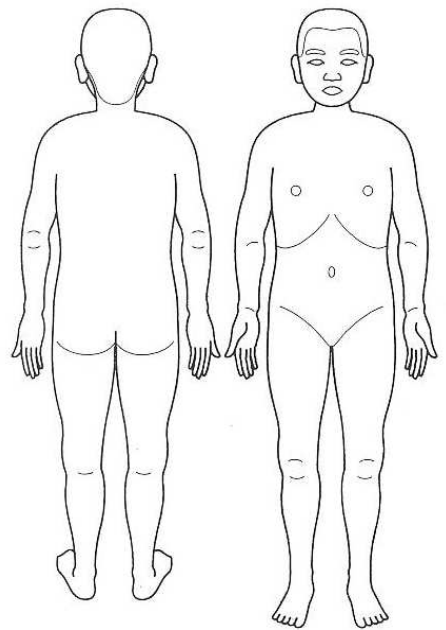
医療機関名

電話番号

— —

担当医師名

㊞

児 童 氏 名		男・女	H・S 年 月 日 (歳 か月)
住 所	〒		
保護者氏名		続柄	
通告の理由		通告について養育者は (○をつけてください) ・了解している ・了解していない ・知らない ※ 但し通告については養育者の 了解がなくても守秘義務違反には該当しない。	
所見の概要 (児童の症状・身体状況等)			
			

通告先一覧

さよう子育て支援センター

Tel 0790-82-0341

Fax 0790-82-0342

姫路こども家庭センター

Tel 079-297-1261

Fax 079-298-1895

※ 通告書の不足につきましてはコピーしてご使用いただくか、さよう子育て支援センターへご請求願います。

(裏面にもご記入ください)

虐待症例チェックリスト

虐待が疑われる症例については、以下のチェックで確認してください。

虐待症例については、この通告書でこども家庭センターへ通告してください。

*該当する項目、疑わしい項目の□の中に (☑) をつけてください。

1 被虐待児に対するチェック

(1) 全 身 ☐ 低身長 (-2SD 以下) ☐ 低体重 (-2SD 以下) ☐ 内臓出血 ☐ 痙攣 ☐ 意識障害 ☐ 栄養障害 ☐ 原因不明の脱水症状 ☐ 繰り返す事故の既往症 ☐ 不衛生 (垢まみれ・酷いにおむつかぶれ)	(3) 耳 ☐ 鼓膜裂傷 ☐ 耳介の腫脹 (耳たぶを頻繁に引っ張られて生じる) (4) 鼻 ☐ 鼻骨骨折 (5) 眼 ☐ 眼のまわりの痣 ☐ 眼球損傷 (前目房の出血、眼底出血) ☐ 眼外傷 (白内障、網膜剥離、水晶体脱臼等) ☐ 眼窩内側骨折	(8) 骨 ☐ 新旧混在する骨折 ☐ 多発性骨折 ☐ 乳児の長管骨骨折 ☐ 肋骨骨折 (胸部圧迫、シェイキング等) ☐ 捻転骨折 (胸部圧迫) ☐ 中毒 (薬剤、化学物質等による)
(2) 皮 膚 ☐ 多数の打撲や傷 ☐ 多数の小さな傷 ☐ 不審な傷 (ベルト、紐、絞首、歯形、つねり痕、爪痕、櫛、ハンガー、その他 ()) ☐ 不自然な火傷、熱傷 (タバコ、アイロン、熱湯)	(6) 口腔 ☐ 口周囲の打撲、裂傷 ☐ 口唇小帯、舌小帯 (7) 頭 ☐ 頭蓋内出血 (硬膜下、くも膜下) ☐ 頭蓋骨骨折 ☐ 脳挫傷	(9) 胸腹部 ☐ 内臓損傷、内臓破裂 (腎臓、肝臓、脾臓) ☐ 溺水、窒息 ☐ 消化性潰瘍 (10) 泌尿器生殖器 ☐ 性器、肛門周囲の外傷 (男児にもあるので注意) ☐ 若年者の妊娠、中絶、出産 (性的暴力の存在に考慮) ☐ 反復性尿路感染症
(11) 心理面 ☐ 極端なおびえ ☐ 情緒不安定 ☐ 大人の顔色をうかがう ☐ 無表情 ☐ 無感動 ☐ 無関心 ☐ 多動 ☐ 言葉の遅れ ☐ 円形脱毛症 ☐ チック ☐ 夜尿 ☐ 遺尿 ☐ 遺糞 ☐ 反復性疼痛 (頭痛、腹痛など) ☐ 胃潰瘍などの心身症 ☐ 触れられることを異常に嫌がる ☐ 動きがぎこちない ☐ 自分からの発声や発語が少ない ☐ 養育者がいる時といない時で動きや表情が極端に違う		(12) その他 ☐ 予防接種がほとんど接種されていない ☐ 母子手帳がほとんど記載されていない ☐ 母子手帳を紛失している

2 養育者に対するチェック

☐ 体罰を正当化する ☐ 子どもの扱いがぎこちない ☐ 発症から受診までの時間が長い ☐ 説明が不自然 (つじつまが合わない、あやふや、内容がよく変わる、受傷の原因を他者の責任にする) ☐ 外傷の程度、予後、治療方法等に無関心である ☐ 説明に対して納得をせず、転院を繰り返す ☐ 挑発的態度、被害的態度、衝動的行動が多い	☐ 明確な異常がないのに、種々の訴えを繰り返し、頻回に受診する。 ☐ 人の接し方が下手で、度々トラブルを起こす ☐ 外来を中断する。 ☐ 重症であるにもかかわらず、入院を拒否する ☐ 入院しても、すぐに帰ってしまう ☐ 面会や電話での問い合わせがほとんどできない ☐ 面会は短時間で、子どもと接触しない ☐ 子どもの安全に配慮しない
---	--

3 他に気づいたこと

--

緊急度アセスメントシート

児童氏名 _____

(作成日 年 月 日)

①子どもや保護者が保護を求めている YES NO	☐ 子ども自身が保護・救済を求めている ☐ 保護者が子どもの保護を求めている ☐	
②子どもや保護者が訴えている状況が切迫している YES NO	☐ 確認には至らないものの性的虐待の疑いが濃厚 ☐ 「このままではなにをするかわからない」「殺してしまいそう」などの訴え ☐	YES
緊急度AA		
分離を前提とした緊急介入		
緊急一時保護を検討		
③子どもにすでに重大な結果が生じている YES NO	☐ 性的虐待(性交、性的行為の強制、妊娠、性感染症罹患) ☐ 致命的な外傷、内臓破裂、頭蓋骨骨折、火傷など ☐ ネグレクト(栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄) ☐	YES
緊急度A		
発生(再発)防止のための		
発生前の一時保護を検討		
④重大な結果が生じる可能性が高い YES NO	☐ 乳幼児・多胎児・低出生体重時・虚弱児である ☐ 生命に危険な行為(頭部・顔面打撲、首絞め、戸外放置、溺れさせる、シェーキング) ☐ 性行為に至らない性的虐待 ☐	
⑤虐待を繰り返す可能性が高い YES NO	☐ 新旧混在した傷や、入院歴がある ☐ 過去に、通告、一時保護歴、施設入所歴、兄弟の虐待歴がある ☐ 保護者に虐待の自覚、認識がない ☐ 保護者が精神的に不安定で、判断力が衰弱している ☐	YES
緊急度B		
集中的支援の実施		
集中的な支援場合によっては一時保護を検討		
⑥子どもに虐待の影響が明らかに出ています YES NO	☐ 保護者への拒否感、おそれ、おびえ、不安が強い ☐ 無表情・表情が暗い・過去のスキンシップを他の大人に求める ☐ 虐待に起因する身体的症状(発育・発達遅れ、腹痛等) ☐	YES
⑦保護者に虐待につながる危険がある YES NO	☐ 子どもへの拒否的感情、態度 ☐ 精神状態の問題がある(うつ病、育児ノイローゼなど) ☐ アルコール、薬物等の問題がある ☐ 性格的問題(衝動的、攻撃的、未熟性) ☐ 行政機関等からの援助に拒否的、あるいは改善がみられない ☐ 家族や同居者間での暴力(DV等)、不和 ☐ 子どもの日常的な世話をする人、支援してくれる人がいない ☐	YES
緊急度C		
継続的総合的支援の実施		
継続的・総合的な支援場合によっては一時保護を検討		
⑧虐待発生の可能性が家庭環境にある YES NO	☐ 虐待によるのではない子どもの育成上の問題(発達遅れ、障害など) ☐ 子どもの問題行動(攻撃的、盗み、排他、自傷行為、過食など) ☐ 保護者の育成歴(被虐待歴、愛されなかった思いなど) ☐ 子どもへの養育態度や知識の問題(意欲の欠如、認識不足など) ☐ 家族状況(祖父母等含む保護者の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産、ひとり親等) ☐	YES

※ 判断にあたっては、各チェック項目を参考にすること。参考に出来る情報がこれ以外にある場合は空欄に記入すること。

平成 年 月 日

こども家庭センターへのケース連絡票

(市町名：)

児 童	ふりがな 氏 名	(男・女)				生年月日	平成 年 月 日
	住 所	〒				年 齢	歳 か月
						電話番号	
						学校名等	学校 年
保 護 者	ふりがな 氏 名	(男・女)			続柄	生年月日	昭・平 年 月 日
	住 所	〒			年 齢	歳	
					電話番号		
					職 業		
家 族 ・ 親 族 状 況	氏 名	続柄	年齢	職業等	ジェノグラム (家系図)		
主 訴 (受付時)		【相談種別： (虐待の場合：身体的・性的・セレクト・心理的)】					
リスク要因							
児童の現在の状況・市町の対応状況等							
安全確認		未・済 → 直接目視・間接確認 (学校・保育所・児童委員・その他 ())					
援 助 等 に 関 す る 市 町 意 向	児 童						
	保護者						
市町におけるアセスメント結果							
重 症 度	最重度・重度・中度	一 時 保 護	要 ・ 否	施設入所等	要 ・ 否		
親族の養育	可 ・ 否	心理・医学面等の判定	要 ・ 否	女性家庭Cの利用	可 ・ 否		
保育所の利用	可 ・ 否	児童委員の協力	可 ・ 否	地域子育て支援	可 ・ 否		
経済的支援(生活保護等)	可 ・ 否	その他のサービス	可 ・ 否	(具体的に)			
その他参考事項等							
担 当	部課名				電話番号		
	職氏名						

(別添6)

第 号
平成 年 月 日

兵庫県 こども家庭センター所長

佐用町長

送 致 書

下記の理由により、ケースを送致します。

記

子ども	氏 名			
	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	保育所・学校等 利用状況	中学校・小学校・幼稚園・保育園		
		年生		
		校長名		
現 住 所	〒			
保護者	氏 名		続柄	
	生年月日	年 月 日生 (歳)		
	職 業			
	現 住 所	〒		

送 致 理 由	
ケ ー ス 概 要	
対 応 経 過	
ケース担当者	所 属 担当者 電 話
添 付 資 料	

児 童 記 録 票

ケース番号	-		決済年月日	課長	室長	室長補佐	主査	係員	担当者
受理年月日									

統計	経路		記号	アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノハ															
	種別			a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	p
	処理			1	2	3	4	5	6	7	未処理								

子ども	ふりがな					生年月日			
	児 童 名	男 ・ 女				平成 年 月 日生 (歳)			
	現 住 所	〒				所 属	無 ・ 保育園 ・ 幼稚園 ・ 小 ・ 中 ・ 高 ・ その他 名称:		
電話番号	() -				年 ー 組 担任名 ()				

保護者	ふりがな								
	氏 名								
	生年月日								
	続柄・年齢					歳			
	現 住 所	〒				〒			

主 訴											
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

家族構成	続柄	氏 名	生年月日	年齢	職業等	備 考	ジェノグラム

相談者	子どもとの関係 連絡先 電話									
備 考	記入者 ()									

年月日及び摘要	経 過 記 録

さよう子育て支援センター

個別支援計画票

平成 年 月 日
記入者()

ケース番号	種別	地区名	所属		
フリガナ		性別	男	生年月日	平成 年 月 日生
子ども氏名		性別	女		(歳)
保護者氏名		続柄		作成年月日	平成 年 月 日
主訴					
子どもの意向					
保護者の意向					
学校等の意見					
市町村の意見					
子ども家庭センターとの協議					
家族背景					
支援の方向性					
関係図	ジェノグラム		エコマップ		
中・長期目標					
子ども本人とのかかわり					
短期目標 (最優先的重点的課題)	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価	

家族(養育者)とのかかわり				
短期目標 (最優先的重点 的課題)	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価
関係機関(保育所・学校など)とのかかわり				
短期目標 (最優先的重点 的課題)	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価
総合的支援				
短期目標 (最優先的重点 的課題)	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価
備考				
受理日			完結日	

通告書の書き方

通告書は表、裏とも記入し、子育て支援センターへ提出してください。

- ・ 通告書は佐用町ホームページからダウンロードできます。トップページから「虐待マニュアル」で検索してください。
- ・ 手渡ししか郵送により提出してください。
- ・ 全ての欄に記入がなくてもかまいません。現在わかる範囲の内容で記入してください。
- ・ 書ききれない場合は適宜用紙を追加してください。
- ・ 身体的虐待の場合は、「痣」や「傷」の写真を撮り、大きさ、位置、数等を記録してください。特に写真は、後日に虐待の証拠となりますので必ず撮影しておいてください。
- ・ 痣(傷)等のできた原因をこどもから聞き取りしてください。話す内容がわかりにくかったり、矛盾する内容や虚言が入ることも考えられますが、こどもが話した内容、話している時の様子なども記録してください。
- ・ 保護者から事情を聞く場合もあると思われますが、「説明」が納得できるものか、傷の位置が不自然でないかなど、注意する必要があります。

通告は犯人探しをすることでも虐待のレッテルを貼ることでもありません。親からの SOS をキャッチし、多くの機関による支援につなげていくことです。

通告は支援のはじまりです。子どもの未来のために、共に歩みだしましょう。

さよう子育て支援センター

(佐用保育園の南隣)

電話…… 0790-82-0341

FAX…… 0790-82-0342

Eメール kosodateshien@town.sayo.lg.jp